

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年11月号 | No. 11/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## サウジ知的財産機関 (SAIP) の ISA/IPEA としての役割に関するお知らせ

PCT ニュースレター2024年10月号に掲載されたお知らせに加えて、サウジ知的財産機関 (SAIP) (二文字コード: SA) は、2024年12月15日から、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての運用を開始します。PCT に基づく ISA 及び IPEA としての SAIP の役割に関する当該機関と世界知的所有権機関の国際事務局との間の取決め (同じく2024年12月15日発効) は、英語及び仏語でそれぞれ以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/docs/agreements/ag-sa.pdf>

<https://www.wipo.int/pct/fr/docs/agreements/ag-sa.pdf>

ISA 及び IPEA としての当該機関に関する詳細情報は、PCT 出願人の手引 (今後掲載予定の附属書 D 及び E を含む、2024年12月15日から適用される変更を表示する “Advance notice” をご参照下さい <https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=SA&doc-lang=en>) に掲載されています。また、当該機関に支払う手数料については、PCT 手数料表にも掲載予定です。

## ISA としての欧州特許庁: CNIPA と EPO の試行プログラム

2020年12月1日から、中国国家知識産権局 (CNIPA) と欧州特許庁 (EPO) は、CNIPA 又は国際事務局 (IB) を受理官庁として行われた国際出願について、中国の国民又は居住者である PCT 出願人に、管轄国際調査機関 (ISA) と国際予備審査機関 (IPEA) である CNIPA に加えて、EPO を選択することを認める試行プログラムを開始しました。

CNIPA と EPO の合意に基づき、2024年12月1日から、CNIPA を受理官庁、EPO を ISA として選択し国際出願を行う出願人は、CNIPA に対する国際調査手数料は中国人民元で支払うことになります。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーやその他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダー (英語版) をご参照下さい。

## PCT アップデート

GH: ガーナ (電子メールとインターネットアドレス、発明者の氏名及びあて名の提出期限)

IR: イラン・イスラム共和国 (所在地とあて名、電話番号、FAX 番号)

ME: モンテネグロ (官庁の名称)

経済発展観光省 (モンテネグロ) の名称が、以下のとおり変更になりました。

官庁の名称: 経済発展省 (モンテネグロ)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (ME) が更新されました)

PT: ポルトガル (手数料)

RU: ロシア連邦 (手数料)

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料 (多くの官庁)

2025 年 1 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額 (該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の所定の通貨での換算額が変更になります。

PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/en/guide/>) の以下の附属書において、これらの変更が反映されました (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能ですが、これらの変更は日本語版にはまだ反映されていません)。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BG、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CN、CR、CV、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、HN、HR、HU、IB、IE、IL、IN、IQ、IS、IT、JM、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、MD、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、WS、ZA、ZM、ZW。
- 附属書 D (国際調査機関): 全ての官庁
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): 全ての官庁、及び
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、CN、EA、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SA、SE、SG、UA、US、XN、XV。

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁 (EPO)、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)、訂正)

2024 年 10 月 5 日から、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する国際調査について、ロシアルーブルで支払う額が変更になります。新料金は手数料表 I(b) に表示されています。その他の手数料の額も以下のとおり変更になりました。

追加調査手数料:

ロシア語で実施される調査: .....	9,000	ロシアルーブル
英語で実施される調査: .....	45,000	ロシアルーブル
異議申立手数料: .....	4,000	ロシアルーブル
遅延提出手数料: .....	5,000	ロシアルーブル

また、2025 年 1 月 1 日から支払う調査手数料の情報は、上記「国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料 (多くの官庁)」も参照のこと。

2024 年 12 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

欧州特許庁 (EPO) .....	中国人民幣
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) .....	スイスフラン、ユーロ、米国ドル

訂正: PCT ニュースレター 2024 年 10 月号に掲載された、2024 年 12 月 1 日からフィリピン知的財産庁が実施する国際調査について支払う換算額の変更は、スイスフランとユーロのみであり、米国ドルに変更はありません。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EP 及び RU が更新されました))

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2024 年 10 月 5 日から、手数料表 II に表示されているとおり、国際予備審査機関としての連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) にロシアルーブルで支払う予備審査手数料の額が変更になりました。その他の手数料の額も以下のとおり変更になります。

追加予備審査手数料		
ロシア語で実施される審査: .....	6,000	ロシアルーブル (7,000) <sup>1</sup>
英語で実施される審査: .....	21,000	ロシアルーブル (25,000) <sup>1</sup>
異議申立手数料 .....	4,000	ロシアルーブル
遅延提出手数料 .....	5,000	ロシアルーブル

(PCT 出願人の手引 附属書 E (RU) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2024 年 10 月 5 日から、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う額が変更になりました。

<sup>1</sup> 括弧内の額は、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が国際調査報告を作成した場合に適用されます。

新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

## 国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

### 国際事務局の閉庁日

2024 年 12 月及び 2025 年 1 月の国際事務局 (IB) の閉庁日は、週末に加え、以下のとおりです。

2024 年 12 月 25 日 (水)

2024 年 12 月 31 日 (火) 及び

2025 年 1 月 1 日 (水)

したがって、年末休暇期間中の IB の開庁日は、2024 年 12 月 26 日 (木) から 12 月 27 日 (金) までと 12 月 30 日 (月) となり、2025 年 1 月 2 日 (木) からは、平常通り業務を行います。

PCT インフォメーション・サービス、PCT オペレーションカスタマーサポート課 (PCT 電子サービス) と PCT オペレーション部の稼働日、並びに公開スケジュールの情報は、以下のとおりです。

### PCT インフォメーション・サービス

PCT インフォメーション・サービスは、2024 年 12 月 24 日 (火) から 2025 年 1 月 1 日 (水) まで業務を休止します。業務再開は 2025 年 1 月 2 日 (木) です。なお、年末休暇期間中であっても当サービスに電話されますと (電話番号: (+41-22) 338 83 38)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

PCT インフォメーション・サービスでは、国際出願の提出や PCT 国際段階の中間手続に関する一般的なご質問にお答えします (出願の個別案件につきましては、PCT オペレーション部へお問い合わせ下さい)。詳細は以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

### PCT 電子サービスと PCT オペレーションサービス

PCT 電子サービスと PCT オペレーションサービスの年末休暇期間中の予定は、以下のとおりです。

2024 年 12 月 25 日 (水): 休止

2024 年 12 月 26 日 (木) から

2024 年 12 月 30 日 (月) まで: 平常通り午前 9 時から午後 6 時 (中央ヨーロッパ時間)

2024 年 12 月 31 日 (火) から

2025 年 1 月 1 日 (水) まで: 休止

2025 年 1 月 2 日 (木) 以降: 平常通り午前 9 時から午後 6 時 (中央ヨーロッパ時間)

なお、以下の点を再度ご確認ください。

- PCT 電子サービスでは、電子形式による出願の作成、提出と管理を目的としたサービスに関連するご質問にお答えします。ePCT (<https://pct.wipo.int/ePCT/>) (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能) と WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) (<https://www.wipo.int/en/web/das>) 参照
- PCT オペレーションサービスでは、出願の個別案件に関するご質問にお答えします。当オペレーション部は 10 チームにより管理されています。担当チームの一般用電子メールアドレスや電話番号については、様式 PCT/IB/301 をご確認ください。以下のリンクからご検索下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

### 公開スケジュール

年末の休暇期間中は、PCT 出願は平常通り 2024 年 12 月 26 日(木) と 1 月 2 日(木) に公開予定です。なお、出願の国際公開に関して考慮されるべき変更に係わる書類の到達期限に変更はありません (それぞれ 2024 年 12 月 10 日(火) と 12 月 17 日(火) の午前零時 (中央ヨーロッパ時間) となります)。

### PCT に関する近日開催予定のウェビナー

2024 年 11 月から 12 月にかけて WIPO PCT コンサルタントである Carl Oppedahl が、PCT 出願を行う際のベストプラクティスと利用可能な選択肢について解説する 7 回シリーズのウェビナーを開催予定です。

本ウェビナーは、特許協力条約 (PCT) の特許実務を担当する弁理士、代理人、パラリーガルやリーガルアシスタントを対象としています。

以下のリンクから無料でご登録いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

また、以下のリンクから詳細情報もご利用いただけます。

<https://blog.oppedahl.com/pct-webinars/>

また、2025 年 1 月 7 日から 9 日にわたりコロラド州オーロラで、彼主催による PCT 制度を利用する個人又は企業の弁理士、パラリーガル、特許代理人を対象とした対面式の PCT セミナーが企画されています。プログラムでは、PCT に関する戦略的なトピックを 2 日半のセッションで解説し、半日は PCT ドCKETTING (訳者注: 出願管理システム) に特化したセッションを予定しています。

### 世界的財産指標 2024

世界的財産指標報告書 2024 の英語版がご利用いただけるようになりました。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4759>

この権威ある年次報告書は、世界中の知的財産 (IP) 活動を分析しています。各国や広域の知的財産庁、WIPO から提供される 2023 年の出願、登録や有効特許に関する統計を使用し、特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護、地理的表示などを取り上げています。また、本報告書では、調査データや業界の情報源をもとにクリエイティブエコノミーの活動状況も紹介しています。

本報告書の要点をまとめたハイライトは、プレスリリース PR/2024/927 の英語版に掲載されており、アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語でも配信されています。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article\\_0015.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0015.html)

英語以外の言語はページ上部から選択可能です (訳者注: 言語切替のドロップダウンリストあり)。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 所定手数料の 90% 減額の適用

2025 年 1 月 1 日から有効となる PCT 所定手数料の 90% 減額が適用される国の一覧が更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee\\_reduction.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf)

なお、2025 年 1 月 1 日以前の一覧も、今後数か月の間、並行してご利用いただけます。

### 欧州資格試験 (European Qualifying Examination) 用資料

欧州弁理士志望者向けの欧州資格試験 (EQE: European Qualifying Examination) 又は特許管理者向けの欧州特許管理者資格 (EPAC: European Patent Administration Certification) の受験者の対策資料準備を支援する目的で、国際事務局は EQE 及び EPAC 試験委員会との合意に基づき、PCT 出願人の手引特別版を PCT ウェブサイト上に掲載しています。特別版には、2024 年 10 月 31 日付の各附属書や「国際段階」と「国内段階」の概要が、英語と仏語の両言語で収録されています。PDF ファイルは、検索可能で統合されたアプリケーションへ変更されており、EQE 用にご利用いただけます。

当アプリケーション形式の PCT 出願人の手引は、以下をご利用下さい。

<https://pctlaw.wipo.int/eGuide/eqe/documents.xhtml>

### PCT 国際機関品質報告書

国際調査機関及び国際予備審査機関は、国際機関としての業務について実施された品質管理システムに関する年次報告書を提出することが求められています<sup>2</sup>。この度、報告書 2023 が公表されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

<sup>2</sup> PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン 21.31 項及び 21.32 項に準拠 (<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>) (訳者注: 日本語版訳 <https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/texts/ispe.pdf#page=370>)。

## PCT 出願人の手引の利便性が向上

PCT 出願人の手引 附属書の読みやすさを向上させ、ユーザの全体的な利便性を高める目的で、全ての附属書の巻末の注や関連情報が、(全ての締約国と官庁の情報を網羅する) 各附属書の本文に統合されました。

この新形式は、データの表示を改善し、ナビゲーションの効率を高めることで、関連コンテンツへのアクセスを容易にすることを目的としています。さらに、附属書やダイジェスト版で青字で表示される変更や更新箇所は、今後は統合された全情報にも反映されます (eGuide における変更の表示に関する詳細は、PCT ニュースレター2023 年 9 月号の「実務アドバイス」をご参照下さい

[https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical\\_advice/pa\\_092023.html](https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_092023.html) (英語)) (訳者注:

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2023/newslett-2023.pdf#page=60> (日本語))。

皆様からのご意見をお待ちしております。PCT ユーザや官庁の皆様には、次のメールアドレス宛に (pct.guide@wipo.int) コメントや提案等をご共有下さいますようご協力申し上げます。皆様のご意見は、サービスの継続的な改善や、高品質なサービスを提供するために役立てられます。

## 実務アドバイス

### 国際調査の後に実行可能な手続の選択肢

Q: PCT 出願を行い、国際調査機関から国際調査報告と見解書を受け取りました。見解書で提起された問題に対処し、国内段階において特許保護を取得する可能性を高めたいと考えています。この目的を達成するためにはどうすればよいのでしょうか？

A: 国際調査の目的は、関連する先行技術を発見することです。国際調査の結果は、国際調査報告 (ISR: International Search Report) に記載されます。国際調査機関 (ISA: International Searching Authority) は、請求の範囲で主張された発明に新規性、進歩性があり (非自明であり)、産業上利用可能であるかどうかについて、拘束力のない意見を提供する見解書 (WOSA 訳者注: Written Opinion of the Searching Authority 調査機関の見解書) を作成します。国際調査は、出願人に関連する先行技術を知らせることにより、出願人が国内段階での特許保護を求める前に、国際段階中に全ての締約国において有効となる補正を行うなど、その後の対応について十分な情報を得た上で決定をすることができます。

出願のこの段階での選択肢をよりよく理解し、PCT 制度をより有効に活用するために、以下に一般的な選択肢を幾つか紹介します。

### PCT 第 19 条に基づく補正

ISR を受け取った後、PCT 第 19 条に基づき (受理官庁や ISA に対してではなく) 国際事務局 (IB) に対し請求の範囲の補正を提出することができます。請求の範囲の補正の提出は無料です。補正された請求の範囲は IB により国際公開されますが、ISA は国際調査を再度実施することはありません。出願人が国際予備審査の請求を行った場合に限り、補正された請求の範囲は国際段階において審査されます。

PCT 第 19 条に基づく補正された請求の範囲の提出は、国内法が仮保護について規定している指定国において、仮保護を取得するために請求の範囲をより明確にする理由がある場合に有用です。

補正は、出願時の国際出願の開示の範囲を超えてしてはなりません。PCT 第 19 条に基づく補正の提出期間は、PCT 規則 46.1 に従い、ISA による ISR の送付の日（すなわち、発送日）から 2 か月、又は優先日から 16 か月のうちいずれか遅く満了する期間とします。適用される期間の満了した後に IB が受理した補正は、その補正が国際公開の技術的な準備が完了する前に受理された場合には、当該期間内に受理されたものとみなされます。

PCT 第 19 条に基づく補正は、以下で構成されます。

- (i) 出願時の請求の範囲と差し替えるための完全な一式の請求の範囲
- (ii) 出願時の請求の範囲と補正後の請求の範囲との相違点を表示した書簡。この書簡では、最初に提出した出願の特定の部分（明細書、請求の範囲、図面）への具体的な言及を含む、請求の範囲の補正の根拠も表示すること。
- (iii) 補正と、その補正が WOSA で提起された異議を克服するのにどう役立つかを説明する、PCT 第 19 条に基づく任意の説明書。この説明書も国際公開されます。

PCT ニュースレター 2010 年 9 月号の「実務アドバイス」に、(ii) の書簡と (iii) の説明書に関する有益な情報が掲載されています。

[https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct\\_news\\_2010\\_09.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct_news_2010_09.pdf) (英語)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2010/newslett\\_10.pdf#page=63](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2010/newslett_10.pdf#page=63)  
(日本語)

PCT 第 II 章に基づく国際予備審査請求<sup>3</sup>

出願人は、PCT 第 II 章に基づく国際予備審査請求の提出を検討することもできます (PCT 規則 53 に関連する PCT 第 31 条をご参照下さい)。

PCT 規則 54 の 2 に従い、第 II 章の請求期間は、出願人へ国際調査報告が送付された日から 3 か月、又は優先日から 22 か月のいずれか遅く満了する期間となります。

国際予備審査請求を行う際、又は国際予備審査の期間中、出願人は請求の範囲の補正に限らず、PCT 第 34 条に基づく明細書及び/又は図面の補正を提出することもできます。また、出願人は、見解書で提起された所見に関する抗弁も提出することができます。抗弁を提出することにより、出願人は見解書に対して正式に応答することが可能となります。

国際予備審査請求は、関連する手数料の支払とともに (PCT 手数料表の表 II <http://www.wipo.int/pct/en/docs/fees.pdf>)、管轄する国際予備審査機関 (IPEA) に提出して下さい。国際予備審査の結果は、IPEA が作成する特許性に関する国際予備報告 (IPRP II) に示され、IB もその写しを受理し、選択官庁に伝達されます。

国際予備審査請求を検討されている出願人は、PCT ニュースレターの「実務アドバイス」に掲載された 2 つの記事をご一読下さい。

<sup>3</sup> ウルグアイが寄託した加入書には、PCT 第 II 章には拘束されない旨の留保が含まれているため、2025 年 1 月 7 日以降に提出される国際出願に関する国際予備審査請求において、当該国が自動的に選択されることはありません。



- 2010 年 4 月号 “Factors to be considered when deciding whether or not to file a demand for international preliminary examination – Part 1” (英語)  
([https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct\\_news\\_2010\\_04.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct_news_2010_04.pdf) 8～11 ページ)  
(訳者注: 「国際予備審査を請求するか否かの決定を行う際に考慮すべき要素」パート 1 (日本語)  
([https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2010/newslett\\_10.pdf#page=31](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2010/newslett_10.pdf#page=31)) 及び
- 2010 年 5 月号 “Factors to be considered when deciding whether or not to file a demand for international preliminary examination – Part 2” (英語)  
([https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct\\_news\\_2010\\_05.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct_news_2010_05.pdf) 8～11 ページ)  
(訳者注: 「国際予備審査を請求するか否かの決定を行う際に考慮すべき要素」パート 2 (日本語)  
([https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2010/newslett\\_10.pdf#page=38](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2010/newslett_10.pdf#page=38))

#### 国際調査機関の見解書に対する非公式コメント

出願人が国際予備審査の請求を希望しない場合でも、ISA の調査結果に対し非公式に、且つ、追加の費用をかけずに応答したいのであれば、ISA ではなくこの場合も IB に対し、ISA の見解書に対する非公式コメントを提出することができます。しかしながら、その非公式コメントは国際段階では考慮されません。それらは単に WIPO の PATENTSCOPE データベース上で、優先日から 30 か月後に一件書類の文書として公開されるのみです。その後、指定官庁が、国内段階においてその非公式コメントを考慮するか否か、考慮するのであればどの程度するのかを決定します。ISA の見解書に対する非公式コメントの提出は、出願人が国際予備審査を請求する妨げにはなりません。国際予備審査の手続の中で IPEA により非公式コメントを考慮してもらいたいのであれば、非公式コメントは直接 IPEA に提出する必要があります。

PCT ニュースレター—2015 年 1 月号に実務アドバイス “Information on submitting informal comments to address issues raised in the written opinion of the International Searching Authority” (訳者注: 「国際調査機関の見解書で指摘された事項に応答するための非公式コメント提出に関する情報」) が掲載されています。

[https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2015/pct\\_news\\_2015\\_13.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2015/pct_news_2015_13.pdf) (英語)

(訳者注:

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2015/newslett\\_2015.pdf#page=6](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=6) (日本語))

#### 特段の手続を行わず国内段階への移行を待つ

ISA から国際調査の結果を受け取った後、出願人は、国内段階移行に向けて出願を進めることを決定するまで、単に上記いずれの手続もせずに待つこともできます。これは、ISR と WOSA に出願の特許性を疑う引用や否定的な見解が含まれていない場合に典型的なケースです。否定的な引用や見解が含まれていたとしても、これらの報告書に応答する義務はありません。

また、覚えておいていただきたい重要な点は、出願人は、国内段階において国内段階移行に必要な手続を行った時点から（場合により、PCT 第 28 条と第 41 条並びに PCT 規則 52 と規則 78 に従い）少なくとも 1 か月の間、明細書、請求の範囲と図面を補正する更なる機会を有することです。ケースによっては、ISR と WOSA で特定された問題への対処として、国内段階において特定の指定官庁に対して補正を提出することが望ましい場合もあります。